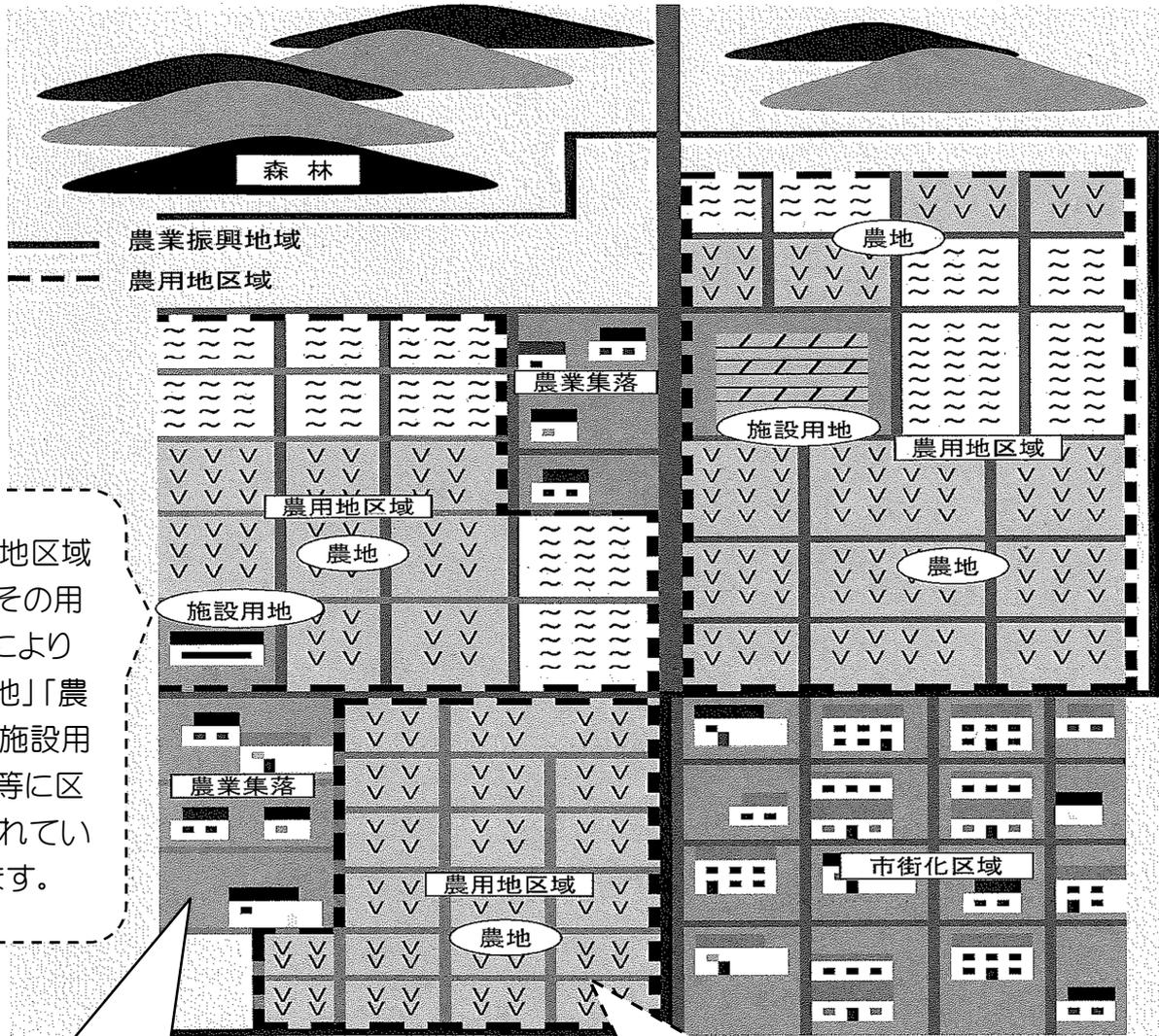


農業振興地域のイメージ図



農用地区域は、その用途により「農地」「農業用施設用地」等に区分されています。

『農用地区域外』(いわゆる「白地」)

一団の『農用地区域』(いわゆる「青地」)

※図面上では黄色いことが多い(用途区分:農地)

農地が農振農用地に該当しているかどうかは、①農業課及び各支所地域課に備え付けの「農振図」、②農業委員会で管理している「農地台帳」、③「全国農地ナビ(農地情報公開システム)」で確認することができます。